○農林水産省告示第千六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県あわら市後山一一一字後山谷一から一四まで、一五の一、一六から二一まで、一一二字中ケ谷一から一一まで、一二の一、一二の二、一三から一九まで、一三三字滝ケ谷一から一四まで、一五の一、一五の二、一六から二二まで、一三三字坂ノ尻八、九の一、九の二、一〇から一四まで、一五の一、一五の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

後山一三三字坂ノ尻八、九の一、九の二、一〇から一四まで、一五の一、一五の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県あわら市東山一一〇字船窪一の一、二から七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市上大納三五字春木谷三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

上大納三五字春木谷三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第二十七号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和七年十一月五日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称	今切港第一号導標（前標）
位置	
所在地	徳島県今切港（今切港長原導流堤灯台の西南西方約七三〇メートル）
北緯	三四―〇六―〇八
東経	一三四―三六―〇六
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　灰色　柱形　地上から構造物の頂部まで七・六メートル
高さ	
設置年月日	令和七年三月二十八日
記事	徳島県東部県土整備局管理

名称	今切港第一号導標（後標）
位置	
所在地	徳島県今切港（前標の南南東方約八五メートル）
北緯	三四―〇六―〇六
東経	一三四―三六―〇七
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　灰色　柱形　地上から構造物の頂部まで一一メートル
高さ	
設置年月日	令和七年三月二十八日
記事	徳島県東部県土整備局管理

名称	今切港第二号導標（前標）
位置	
所在地	徳島県今切港（今切港長原導流堤灯台の西方約九三〇メートル）
北緯	三四―〇六―一二
東経	一三四―三五―五八
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　灰色　柱形　平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル
高さ	
設置年月日	令和七年三月二十八日
記事	徳島県東部県土整備局管理

名称	今切港第二号導標（後標）
位置	
所在地	徳島県今切港（前標の西方約一二〇メートル）
北緯	三四―〇六―一一
東経	一三四―三五―五三
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　灰色　柱形　地上から構造物の頂部まで八・〇メートル
高さ	
設置年月日	令和七年三月二十八日
記事	徳島県東部県土整備局管理

名称	今切港第三号導標（前標）
位置	
所在地	徳島県今切港（今切港長原導流堤灯台の西北西方約一・二キロメートル）
北緯	三四―〇六―二九
東経	一三四―三五―五〇
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　灰色　柱形　平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル
高さ	
設置年月日	令和七年三月二十八日
記事	徳島県東部県土整備局管理

名称	今切港第三号導標（後標）
位置	
所在地	徳島県今切港（前標の北西方約一二〇メートル）
北緯	三四―〇六―三一
東経	一三四―三五―四七
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　灰色　柱形　地上から構造物の頂部まで八・〇メートル
高さ	
設置年月日	令和七年三月二十八日
記事	徳島県東部県土整備局管理

名称	下松地区桟橋（一九m）シーバース灯
位置	
所在地	山口県徳山下松港第四区（下松地区桟橋（一九m）南端）
北緯	三三―五八―二五
東経	一三一―五三―二二
灯質	モールス符号白光　毎八秒にU（・・―）
光達距離	実効光度一、六〇〇カンデラ　一〇・〇海里
明弧	全度
高さ	平均水面上から灯火まで九・八メートル
点灯年月日	令和七年六月十九日
記事	山口県周南港湾管理事務所管理